

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準 備 書 面 21

(レイシャル・プロファイリングに関する論文の援用
及び被告国の調査・指揮監督義務違反)

2026年5月28日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

同 弁護士 太 田 こ も も

目次

第1	はじめに.....	3
第2	レイシャル・プロファイリングの定義（9～13頁）.....	4
第3	レイシャル・プロファイリングが生じる構造—6つの理論モデル—（13～27頁）.....	5
1	人種的敵意モデル（13～16頁）.....	6
2	統計的差別・犯罪ステレオタイプモデル（16～19頁）.....	6
3	潜在的偏見モデル（19～21頁）.....	7
4	制度的モデル（21、22頁）.....	7
5	警察配置モデル（22、23頁）.....	7
6	レイシャル・プロファイリングに関する批判的視点（24～27頁）.....	8
7	小括.....	8
第4	レイシャル・プロファイリングの存否を把握するための調査手法（29～79頁）.....	8
1	質的研究（29～37頁）.....	9
2	サーベイ研究（37～52頁）.....	9
3	観察データ（52～60頁）.....	10
4	公的データ——警察による停止（60～72頁）.....	11
5	公的データ——接触カード及び街頭職務質問（72～79頁）.....	11
6	小括.....	12
第5	職務質問の犯罪抑止効果とレイシャル・プロファイリングの弊害（105～122頁）.....	12
1	職務質問の犯罪抑止効果に関する根拠の脆弱性（105～111頁）.....	12
2	レイシャル・プロファイリングの弊害（111～122頁）.....	13
(1)	精神的・身体的健康への影響（111、112頁）.....	13
(2)	人種的格差の拡大（112～115頁）.....	13
(3)	刑事司法制度に対する信頼の毀損（115～118頁）.....	13
(4)	ストリートチェックデータ保持による継続的被害（118～122頁）.....	14
(5)	小括.....	14

3 小括.....	14
第6 被告国の調査・指揮監督義務違反.....	14
1 被告国に求められる調査義務の具体的内容.....	14
2 被告国に求められる指揮監督の具体的内容.....	15
3 被告国の調査・指揮監督義務違反.....	16
第7 結語.....	17

第1 はじめに

本準備書面では、レイシャル・プロファイリングに関する包括的文献である「ストリートチェック、レイシャル・プロファイリング及び警察・コミュニティ関係：研究文献のレビュー」（甲130。以下「本論文」という。）を踏まえ、被告国の調査義務及び指揮監督義務の内容並びにその違反について、主張を補充する。

原告らは、これまで、原告らに対する職務質問がレイシャル・プロファイリングである旨主張するとともに、警察の内部資料（甲4、乙C3）、大規模なアンケート調査（甲25、26）、職務質問に関する報告書（甲2）、文献（甲5～9）、元警察官の供述（甲10、31～34、129）、事例（甲12、13）、原告らを含む数多くの被害体験（甲14～17、35～39、113～115）から、本件運用（警察職員が、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみに基づいて、警察官職務執行法2条1項における職務質問をするという警察組織における運用。訴状13頁）が存在することを多角的に立証してきた。

また、原告らは、被告国が、人種差別撤廃条約及び警察法16条2項等に基づき、調査・指揮監督義務を負うことについても主張してきた（訴状34、35頁、原告ら準備書面11、原告ら準備書面16・3頁以下）。

その上で、本件運用の存在を前提とする被告国の調査・指揮監督義務の内容を的確に把握するに当たっては、本件運用を含むレイシャル・プロファイリングがどのような構造を通じて生じるのか、また、その存在を把握するためにはどのような調査が必要となるのか、さらには、レイシャル・プロファイリングがどのような影響をもたらすのかを確認する必要がある。

本論文は、トロント大学犯罪学・社会法学研究センターのスコット・ウォートリー教授及び同大学社会学部のアクワシ・オウス＝ベンパー博士が共著した、レイシャル・プロファイリング研究の到達点を示す包括的な文献である。本論文は、レイシャル・プロファイリングについて、その定義、発生構造、実証研究の方法論、警察データの限界及び対象者への影響等を体系的に整理しており、同分野における代表的な文献の一つと位置付けられる。そのため、本論文の知見は、人種差別撤廃条約に基づいて被告国に求められる調査・指揮監督の内容を的確に把握する上で重要である。

そこで、以下では、まず、本論文におけるレイシャル・プロファイリングの定義を確認する（後記第2）。次に、本件運用を含むレイシャル・プロファイリングがどのような構造を通じて生じるのかを整理する（後記第3）。そして、レイシャル・プロファイリングの存否を把握するために必要な調査方法を整理する（後記第4）。さらに、レイシャル・プロファイリングがもたらす影響を確認する（後記第5）。その上で、被告国に求められる調査・指揮監督義務の内容を明らかにし、被告国がその義務に違反していることを主張する（後記第6）。なお、以下、かっこ書内の頁数は、特に断らない限り、本論文（甲130（和訳））の頁数を指す。

第2 レイシャル・プロファイリングの定義（9～13頁）

本論文は、「レイシャル・プロファイリングは、特定の人種的又は民族的集団の構成員が他の集団よりも高い水準の刑事司法上の監視にさらされるとき、存在するといえる」、「さらに、レイシャル・プロファイリングは、警察の監視活動における人種的差異又は格差が、犯罪活動、交通違反、市民からの通報その他の法的に関連する要因における人種的差異によっては説明できないとき、存在する」と定義する（10頁）。

このような定義は、他の米国の研究者による定義とも整合している。本論文は、「行動や個別的な嫌疑ではなく、人種、民族性又は出身国を不適切に用いて、個人をさらなる取り調べの対象とすること」（Ramirez and Hoopes 2003: 1196）や、「個別化された嫌疑や相当な理由ではなく、主として人種や民族性に基づいて個人を標的にしたり停止させたりする慣行」（Warren and Tomaskovic-Devey 2009: 344）

といった定義を紹介している（10頁）。

これらの定義に共通するのは、人種、民族又は出身国等を理由として、特定の人種等に属する者を警察活動上の監視の対象とする点である。

原告らが主張している本件運用も、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみを理由として職務質問の対象者を選別する運用である。本件運用は、本論文に定義されるレイシャル・プロファイリングに該当する。

第3 レイシャル・プロファイリングが生じる構造—6つの理論モデル—（13～27頁）

本件において、レイシャル・プロファイリングに関する被告国の調査・指揮監督義務の内容を的確に把握するためには、まず、レイシャル・プロファイリングが、どのような構造を通じて生じるのかを確認する必要がある。

本論文は、レイシャル・プロファイリングの原因論として6つの理論モデルを提示する。すなわち、1）人種的敵意モデル、2）統計的差別・犯罪ステレオタイプモデル、3）潜在的偏見モデル、4）制度的モデル、5）警察配置モデル、及び6）レイシャル・プロファイリングに関する批判的視点である。これらのうち、1から3までは個々の警察官の意図・活動に焦点を当てるものであるのに対し、4及び5は、組織的・構造的メカニズムを通じてレイシャル・プロファイリングが生じることを説明するものである。また、6は、レイシャル・プロファイリングを、特定の集団が犯罪性や危険性と結び付けられてきた歴史的・社会的文脈の中で把握するものである（13頁）。

本論文がこれらの複数のモデルを提示していることは、レイシャル・プロファイリングを、一部の警察官による偶発的又は逸脱的な行為としてのみ把握することが不十分であることを示している。レイシャル・プロファイリングは、個々の警察官の人種的敵意や偏見によって生じる場合があるだけでなく、犯罪ステレオタイプ、潜在的偏見、警察組織における指導・研修等を通じて生じ、維持される。

この点は、被告国の調査・指揮監督義務の内容を把握する上で重要である。本件運用を防止・是正するためには、抽象的な人権教育をすれば足りるものではなく、

都道府県警察においてレイシャル・プロファイリングがなされていないかを調査し（原告ら準備書面 11 における③の義務（a）（d）（e）（f））、実態把握をした上で、運用そのものに対する是正措置を講じる必要がある（③の義務（b）～（d））。

以下、上記 6 つの理論モデルについて、本件運用及び被告国の調査・指揮監督義務との関係で必要な限度で整理する。

1 人種的敵意モデル（13～16 頁）

人種的敵意モデルは、人種差別的信念を持つ一部の警察官が、人種的又は民族的属性により特定の集団として扱われる人々に対する職務質問の比率を高めるとする説明である。

他方、本論文は、人種的敵意モデルだけではレイシャル・プロファイリング現象の全部を説明し得ない旨指摘する。すなわち、レイシャル・プロファイリングにつき、特定の問題行動者を排除すれば足りるとする立場には限界がある。なぜなら、レイシャル・プロファイリングの実務は、より広範な警察文化と特定の組織的慣行に由来するからである（16 頁）。

2 統計的差別・犯罪ステレオタイプモデル（16～19 頁）

統計的差別・犯罪ステレオタイプモデルは、警察官が、犯罪行動と特定の人口集団との関連性についてのステレオタイプを形成し、これを「犯罪者プロファイル」として運用する結果、人種的又は民族的属性により特定の集団として扱われる人々に対する職務質問の比率を高めるとする説明である。

このようなステレオタイプ化は、「人種的敵意や悪意を伴うものではなく、「限られた法執行資源を用いる際に効率的または効果的であろうとする専門的な欲求」に根ざすものかもしれないが、それでもなお特定の人種集団に深刻な否定的影響を及ぼす。

被告東京都も自認する「令和 3 年 1 月 27 日、自動車警ら隊の警察官が、日本人男性に職務質問をした際に、ドレッドヘアーでおしゃれな方が薬物を持っていたことがあるので声をかけた旨発言した事案があった」（被告東京都準備書面(5)7 頁）

ことは、犯罪ステレオタイプに起因する事案といえる。

3 潜在的偏見モデル（19～21頁）

潜在的偏見モデルは、人々が情報処理上の負担に対処するため、自動的かつ無意識に、他者を集団にカテゴリー化し、その過程で形成されるステレオタイプが、職務質問の対象者選別に影響を及ぼすとする説明である。

本論文は、このような無意識的な人種的偏見が警察官の意思決定に影響し得るという考え方を踏まえ、カナダの複数の警察組織において、警察官に対し、自らの潜在的又は無意識的な偏見が、多様な背景を有する人々への対応にどのような影響を及ぼし得るかについての認識を高める研修プログラムが導入されていることを紹介している。

4 制度的モデル（21、22頁）

制度的モデルは、警察組織が公式の方針、研修等を通じて、人種等に基づくプロファイルを採用する場合である。すなわち、「人種差別的信念を有さない警察官であっても、上司や研修担当者から提供される公式に承認された命令や指示に従うとき、レイシャル・プロファイリングを行ってしまう可能性がある」（22頁）。

本件において、愛知県警察の「若手警察官のための現場対応必携」（甲4、乙C3）が、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、旅券不携帯、不法在留・不法残留、薬物所持・使用、けん銃・刀剣・ナイフ形態等必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底的した追及、所持品検査を行う」と記載していることは、前記2（統計的差別／犯罪ステレオタイプモデル）、3（潜在的偏見モデル）の事例に当たるだけでなく、警察組織がこれを主導している点で制度的モデルの事例に当たる。

5 警察配置モデル（22、23頁）

警察配置モデルは、警察官は、通常、犯罪率の高い「ホットスポット」に重点的に配置されるところ、そのような地域が社会経済的に不利な人種的又は民族的集団のコミュニティである場合、当該集団に属する人々が、より積極的又は攻撃的な職務質問にさらされるとする説明である。

本論文は、犯罪率の高い地域では、警察活動がより積極的又は攻撃的となる傾向があり、その結果、特定の人種集団に属する人々が、他の集団と比べて、より高い水準の警察監視にさらされることを、「構造的偏見の一形態」であると指摘している（23頁）。

6 レイシャル・プロファイリングに関する批判的視点（24～27頁）

批判的視点は、レイシャル・プロファイリングを、人種が社会的に構築され、特定の集団が犯罪性や危険性と結び付けられ、歴史的文脈の中で理解すべきであるとする説明である。

本論文は、人種差別は、「他の人種集団を犠牲にして一部の人種集団の利益を増進してきた」ものであると指摘する（24頁）。この視点によれば、レイシャル・プロファイリングは、警察が、社会において「危険な集団」と意味付けられた人々を統制する手段として位置付けられる（27頁）。

7 小括

上記6つの理論モデルによれば、警察官個人の人種差別意識は、レイシャル・プロファイリングが生じる契機の一つにすぎない。レイシャル・プロファイリングは、明確な差別意識がない場合であっても、犯罪ステレオタイプ、潜在的偏見、警察組織における指導・研修、現場慣行等を通じて生じ、又は維持され得る。

そうだとすれば、抽象的な人権教育のみによっては、前記1の類型（人種的敵意モデル）以外の原因によって生じるレイシャル・プロファイリングを防止することはできない。レイシャル・プロファイリングを防止・是正するためには、都道府県警察においてレイシャル・プロファイリングがなされていないかを調査し、運用そのものに対する是正措置を講じる必要がある。

第4 レイシャル・プロファイリングの存否を把握するための調査手法（29～79頁）

本件において、レイシャル・プロファイリングに関する被告国の調査・指揮監督義務の内容を的確に把握するためには、レイシャル・プロファイリングの存在をど

のような方法によって確認することができるかを理解する必要がある。

本論文は、レイシャル・プロファイリングの研究に用いられてきた方法論を、(1) 質的研究、(2) 量的調査（サーベイ研究）、(3) 観察方法（観察データ）、(4) 警察の職務質問に関する公的統計及び(5) 接触カード及び街頭職務質問に関する公的データの5つに整理する（29頁）。以下、各方法論の要点を整理する。

1 質的研究（29～37頁）

質的研究は、インタビュー、フォーカスグループ、公的調査における証言等を通じて、警察の職務質問・身体搜索が対象者にどのように経験されているかを明らかにする方法である。

本論文は、質的研究により、黒人、先住民その他の人種的・民族的マイノリティの人々が、警察官による職務質問を日常的に経験し、肌の色や人種的属性が警察の注目を惹く主要な要因であると認識していることが示されてきたと整理する。

また、警察官に対するインタビュー研究では、警察官自身が、「勘」として培われたステレオタイプの一つとして人種に着目して職務質問の対象を選別していることを自認しており、それを「犯罪プロファイリング」として正当化する傾向があることが明らかになっている（33、34頁）。

2 サーベイ研究（37～52頁）

サーベイ研究は、大規模かつ無作為のサンプルを用いて、市民の意見や経験を調査する方法であり、質的研究に比べて、調査結果を対象集団全体に一般化しやすいという特徴を有する。

本論文は、米国及びカナダにおける複数のサーベイ研究を紹介し、黒人その他の人種的・民族的マイノリティが、白人と比較して、レイシャル・プロファイリングを深刻な問題と認識し、また自らがその被害を受けたと報告する割合が高いことを指摘する。たとえば、米国の1999年ギャラップ社による調査では、黒人の80%及び白人の60%がレイシャル・プロファイリングは広く行われていると感じており、黒人の40%が最近その被害を受けたと感じていたのに対し、白人では5%にとどまった。

また、サーベイ研究は、単に意見を測定するだけでなく、実際に職務質問を受けた経験を測定するためにも用いられる。人種のほか、年齢、性別、社会階層、居住地域等の関連要因を併せて把握することにより、これらを統計的に統制した上で、人種が職務質問に影響しているかを検討できる点に重要性がある。

本論文は、サーベイ研究について、大規模かつ無作為のサンプルに基づくため一般化可能性が高く、警察に停止・搜索された者とそうでない者を比較でき、さらにレイシャル・プロファイリングと認識された経験が対象者に及ぼす心理的影響も調査できるという利点を挙げる。

本訴訟で提出した大規模調査（甲25）も、このようなサーベイ研究に位置付けられる。同調査では、過去5年間に職務質問を受けた経験がある割合は、日本人では12.8%であったのに対し、在留外国人では71.1%に達しており、両者の間に約5.6倍の差が生じていることを明らかにしている。

3 観察データ（52～60頁）

観察法は、警察と市民との接触を、映像記録、現場観察、同乗調査、民族誌的フィールドワーク等によって直接観察し、警察活動における人種的差異を把握する方法である。

本論文は、観察法として、①映像観察、②体系的社會観察、③民族誌的又は観察的フィールドワークの3類型を整理している。映像記録を用いる研究では、車載カメラ等の映像を分析し、どのような者が職務質問の対象とされているかを検討する。体系的社會観察では、訓練を受けた観察者が警察官のパトロール等に同行し、警察と市民との接触を体系的に記録する。

本論文は、これらの観察法により、黒人その他の人種的・民族的マイノリティが、白人と比較して、より高い頻度で職務質問や交通停止の対象とされ、また、より侵襲的な取扱いを受ける場合があることが示されてきたと整理する。例えば、米国シンシナティ警察の交通停止映像を分析した研究では、黒人の自動車運転者は、白人と比較して、所持品検査を受ける可能性が高く、交通停止の平均所要時間も有意に長かったことが報告されている。

4 公的データ——警察による停止（60～72頁）

公的データを用いる方法は、警察が職務質問、交通停止、停止・質問・搜索等について作成した記録を分析し、特定の人種的又は民族的集団が、他の集団と比較してどの程度警察による停止の対象となっているかを検討する方法である。

本論文は、カナダのキングストン警察によるパイロット・プロジェクトを紹介する。同プロジェクトでは、2003年10月から12か月間に実施された1万6500件超の警察停止が記録された。その結果、キングストンの黒人住民は、白人住民と比較して、警察により少なくとも1回停止される可能性が約3倍高かった。15歳から24歳の若年層に限れば、黒人若年者は白人若年者より約4倍多く停止されていた。

また、本論文は、警察停止に関する公的データの分析例として、米国及び英国のデータを紹介する。英国については、2007／2008年のデータにおいて、100万件超の停止・搜索事案が記録され、黒人は1000人当たり129件、アジア系は40件、白人は17件の割合で停止・搜索されたとされる。ニューヨーク市警察のデータについても、黒人及びヒスパニック系市民が白人市民と比較して高い割合で停止・身体検査の対象となっていたことが紹介されている。

このように、公的データを用いた研究は、警察自身が作成した停止記録を通じて、警察による停止、質問又は搜索における人種的格差を把握するものである。

5 公的データ——接触カード及び街頭職務質問（72～79頁）

公的データのうち、接触カード及び街頭職務質問に関するデータは、警察官が市民を街頭で停止・質問し、又は接触した際に作成する記録を分析する方法である。

本論文は、トロント警察の接触カード・データを分析した結果、黒人が著しく過剰に記録されていたことを紹介する。すなわち、トロントの人口に占める黒人又はアフリカ系カナダ人の割合は8.08%にすぎないにもかかわらず、2008年から2013年11月までの街頭職務質問の25.0%が黒人に関するものであった。また、1000人当たりの街頭職務質問率は、黒人が2123.0件、白人が653.7件であり、黒人は白人の3.25倍の割合で街頭職務質問の対象とされていた。

ただし、接触カードは全ての警察停止の後に作成されるわけではなく、警察官が記録したいと望む場合にのみ作成される点に注意を要する。また、警察官がデータを過少申告し、意図的に歪曲する可能性もある（101～104頁）。

6 小括

以上のとおり、本論文は、レイシャル・プロファイリングの存否を把握する5つの方法を整理しており、いずれの手法においても、データの収集及び分析が不可欠である。

本論文は、これらの方法論による研究を検討した上で、国や地域、用いられた方法論を問わず、警察の職務質問等において人種的格差を示す証拠が一貫して存在すると整理する。その上で、本論文は、「レイシャル・プロファイリングの存在を証明するために、警察官が明示的にまたは露骨に人種差別主義者であることを証明する必要はない」と結論付けている（5頁）。

本件との関係では、日本における大規模比較調査（甲25）が、過去5年間に職務質問を受けた経験がある割合について、日本人では12.8%であったのに対し、在留外国人では71.1%に達し、両者の間に約5.6倍の差があることを示している。この結果は、本論文が整理する国際的な研究知見と整合するものであり、本件運用の存在を基礎付ける重要な証拠である。

第5 職務質問の犯罪抑止効果とレイシャル・プロファイリングの弊害（105～122頁）

1 職務質問の犯罪抑止効果に関する根拠の脆弱性（105～111頁）

本論文は、職務質問について、警察側が違法銃器・違法薬物の発見、犯罪抑止、情報収集等の便益を主張してきたと指摘する。

その上で、本論文は、これらの戦術の犯罪抑止効果に関する実証的根拠は非常に限られていることを明らかにしている。例えば、ニューヨーク市では、職務質問の件数が2011年の約68万5000件から、違憲判決後の2013年には約4万7000件へと大幅に減少したにもかかわらず、殺人件数は515件から333件へと減少した。また、トロントでも、接触カード作成件数が2012年から201

4年にかけて75%超減少したにもかかわらず、暴力犯罪率は低下し続けた。また、ニューヨーク市においては、2004年から2012年までに約413万5000件の職務質問が実施されたにもかかわらず、違法禁制品の押収に至ったのは1.1%、違法銃器の押収に至ったのは0.01%にすぎなかった。

このことは、職務質問が犯罪予防上有用であるとの主張は実証的根拠に乏しいことを示している。

被告国は、職務質問を端緒として重大犯罪を未然に防止した事例があるとして職務質問の犯罪予防効果を強調するが（被告国準備書面(3)4、5頁、被告国準備書面(5)3、4頁）、これが実証的根拠に乏しいものであることは、上記の研究結果からも裏付けられている。

2 レイシャル・プロファイリングの弊害（111～122頁）

本論文は、レイシャル・プロファイリングの弊害として、①対象者の精神的・身体的健康への影響、②人種的格差の拡大、③刑事司法制度に対する信頼の毀損、④ストリートチェックデータの保持による継続的被害の4点を挙げる。

(1) 精神的・身体的健康への影響（111、112頁）

本論文は、レイシャル・プロファイリングの被害者であると認識した者が、しばしば屈辱、恐怖、怒り、抑うつ、欲求不満及び無力感を覚えることを指摘する。また、警察による停止・搜索活動への頻繁な曝露は、精神的健康及び身体的健康の双方に否定的影響を及ぼすとされる。

(2) 人種的格差の拡大（112～115頁）

本論文は、レイシャル・プロファイリングは、警察により標的とされた者の犯罪者化の可能性を増加させると指摘する。すなわち、職務質問をされる可能性が高いほど違法行為が検出される可能性も高くなり、その結果として、レイシャル・プロファイリングの強化につながる。このような「自己成就予言」により、標的とされた人種に属する集団に対し、経済的困窮、社会的烙印付け、児童期の心的外傷及び発達不全、家族解体及び身体的及び精神的健康不良をもたらす。

(3) 刑事司法制度に対する信頼の毀損（115～118頁）

本論文は、レイシャル・プロファイリングが、警察によって最も標的とされた集団の間で敵意や怒りを助長し、刑事司法制度への信頼を損ない得ることを指摘する。このような否定的認識は、警察及び裁判所への協力の低下をもたらし、結果として、警察と地域社会との関係を悪化させる可能性がある。

(4) ストリートチェックデータ保持による継続的被害（118～122頁）

本論文は、ストリートチェックやカーディングによって取得された情報が保持されることにより、継続的な不利益が生じ得ることも指摘する。すなわち、過去の職務質問等の記録が、その後の警察接触においてより強い疑念や厳しい取扱いを招いたり、雇用、教育、ボランティア等の機会を妨げたりする可能性があるとする。

(5) 小括

以上のとおり、レイシャル・プロファイリングは、対象者に対する屈辱感、恐怖、不安、無力感等を生じさせ、その心身の健康を害するのみならず、人種差別を再生産し、警察に対する信頼にも影響を及ぼし、記録保持による継続的な被害をも生じさせるものである。このような弊害については、原告ら準備書面18（河合優子の意見書について）においても主張したとおりである。

これらの事情は、被告国の負う義務の内容を的確に把握するために重要であるほか、原告らの損害を評価するに当たっても、十分斟酌されなければならない。

3 小括

本論文は、上記の帰結を踏まえ、「研究文献は、街頭職務質問——警察の停止・職務質問・所持品検査戦術としても知られる——が無害ではなく、それゆえ公共の安全または犯罪予防の名の下に容認されるべきでないことを明確に例示している。実証的証拠は、コストが便益を上回ることを強く示唆している」と結論付けている（117頁）。

第6 被告国の調査・指揮監督義務違反

1 被告国に求められる調査義務の具体的内容

前記のとおり、本論文は、レイシャル・プロファイリングの存否を把握するため

の複数の方法は、それぞれ長所と限界を有するため、単一の方法に依拠するのではなく、相互に補完的に用いることによって、警察活動におけるレイシャル・プロファイリングの実態を検証する必要があることを示している。

この知見は、原告ら準備書面 11 で主張した、被告国の「現在の捜査実務においてレイシャル・プロファイリングが行われていないかどうかを量的及び質的に調査する義務」（③の義務（a））の内容を具体的に示すものである。すなわち、被告国は、レイシャル・プロファイリングを防止するために、まずは、本件運用（レイシャル・プロファイリング）の有無を把握するためのデータ収集を行う義務を負う。具体的には、職務質問の端緒、職務質問の理由、対象者の人種・肌の色・国籍・民族的出自に関わる属性、職務質問の内容、職務質問の結果に関するデータ収集を行い、調査する必要がある。

このような調査を行わなければ、レイシャル・プロファイリングである本件運用がなされているか否かを把握することはできない。

2 被告国に求められる指揮監督の具体的内容

本論文は、指揮監督において、データ収集の重要性を強調する。本論文は、「データ収集はレイシャル・プロファイリング及びその他の形態の人種的偏向ある警察活動を直接的に減少させうる」とし、データ収集は、単なる調査活動にとどまらず、監督の一形態としても機能するものであると指摘する。すなわち、警察官が自らの職務質問が監督者によって審査されることを認識することにより、偏向した職務質問をする可能性が低くなるのである（122～126頁）。また、本論文は、レイシャル・プロファイリングが、個々の警察官の人種的敵意のみによって生じるものではなく、統計的差別・犯罪ステレオタイプ、潜在的偏見、警察組織における指導・研修等を通じて生じることを示している。

これらの知見は、原告ら準備書面 11 で主張した、被告国の「研修成果を測定し、プログラムを改善する義務」（③の義務（d））、「通報制度を設けてレイシャル・プロファイリングが起きていない効果的に調査する義務」（③の義務（e））、そして、「監督制度を設けてレイシャル・プロファイリングが起きた場合に効果的に調査する義務」（③の義務（f））の内容をより明確にするものである。すなわ

ち、指揮監督義務の前提として、被告国は、職務質問に関する指導・研修内容（③の義務（d））、職務質問に関する評価及び監督体制等についても情報を収集し、調査する必要がある（③の義務（e）（f））。

また、レイシャル・プロファイリングが、個人の差別意思にとどまらず、犯罪ステレオタイプ、潜在的偏見、警察組織における指導・研修等を通じて生じ得る以上、被告国に求められる指揮監督は、一般的抽象的な人権教育や、個別事案に関する事後的対応では不十分である。

すなわち、被告国は、都道府県警察に対し、データの収集を通じた実態把握をした上で（③の義務（a）（d）（e）（f））、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみを職務質問の端緒としてはならないこと及びその影響を明確に周知するとともに（③の義務（b））、職務質問に関する都道府県警察の指導・研修内容等を精査し、その内容がレイシャル・プロファイリングを生じさせ、又は維持・促進するものである場合には、必要な是正措置を講じる必要がある（③の義務（c）～（d））。

3 被告国の調査・指揮監督義務違反

被告国は、抽象的な人権教育を行っていると主張するにとどまり、前記の調査義務及び指揮監督義務を履行していない。

まず、被告国は、都道府県警察における職務質問について、そもそも、職務質問の端緒、理由、対象者の人種、肌の色、国籍又は民族的出自に関わる属性、職務質問の内容、所持品検査等の有無及び職務質問の結果に関するデータを収集・分析していない。データ収集の一手段である通報制度や監督体制も設けていない（③の義務（e）（f）違反）。そのため、人種、肌の色、国籍又は民族的出自のみを端緒とする職務質問が行われていないかを、量的にも質的にも検証していない（③の義務（a）違反）。

また、被告国は、レイシャル・プロファイリングが犯罪ステレオタイプ、潜在的偏見、警察組織における指導・研修等を通じて生じ得るにもかかわらず、都道府県警察における職務質問に関する指導・研修内容等について、レイシャル・プロファイリングを生じさせ、又は維持・促進する内容となっていないかについても調査し

ていない（③の義務（d）違反）。

さらに、日本の警察学校等における教育「人権教育」の具体的内容（乙A9～14）は、レイシャル・プロファイリングの存在、影響、発生機序、対応技法を教授するものではなく、人種差別撤廃条約が要求する水準には及ばない（③の義務（b）～（c）違反）。

そして、被告国は都道府県警察における職務質問に関する指導・研修内容等について、レイシャル・プロファイリングを生じさせ、又は維持・促進する内容となっているにも関わらず、何ら改善措置をとっていない（③の義務（d）違反）。現に、愛知県警察の「若手警察官のための現場対応必携」（甲4・乙C3）には、レイシャル・プロファイリングを促す内容が明記されているにもかかわらず、これに対する指導を行ったことは何らうかがわれない。

したがって、被告国には、本件運用の有無を把握するための調査義務違反及びこれを防止・是正するための指揮監督義務違反がある。

第7 結語

以上のとおり、本論文は、レイシャル・プロファイリングが生じる構造を明らかにし、また、本論文は、レイシャル・プロファイリングの存否を把握するに、複数の調査方法を用いる必要があり、データの収集・分析が重要であることを示している。さらに、本論文は、レイシャル・プロファイリングが対象者の心身の健康及び警察に対する信頼に重大な影響を及ぼし得ることを示している。

本論文は、結語として、「適切な監視と評価なしの反人種差別政策は、単なる象徴的な見せかけとして退けられる可能性がある。適切な監視なしには、次の10年間で警察と人種関係に関して変わることはほとんどないだろう」と述べる。この指摘は、レイシャル・プロファイリングを防止・是正するためには、抽象的な人権教育にとどまらず、データの収集・分析を通じた調査及び監視が不可欠であることを示すものである。

それにもかかわらず、被告国は、そもそも、都道府県警察における職務質問の端緒、理由、対象者属性、内容及び結果等についてデータ収集・分析すら行っておらず、レイシャル・プロファイリングを防止・是正するための実効的な指揮監督も行

っていない。

したがって、被告国には、本件運用を把握するための調査義務違反及びこれを防止・是正するための指揮監督義務違反がある。

以上